

平成28年度行政監査（テーマ監査）の結果の公表について
地方自治法第199条第2項の規定に基づき平成28年度行政監査（テーマ
監査）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙の
とおり公表する。

平成28年8月29日

上三川町監査委員 館野治信

上三川町監査委員 石崎幸寛

行政監査（テーマ監査）の結果について

1 監査期日

平成28年7月6日（水）、7日（木）

2 監査のテーマ

契約事務について

3 監査の対象

平成27年度に執行された契約事務

4 監査対象課及び予算科目

所管課	予算科目（13節委託料、15節工事請負費）
企画課	2-1-8 企画費 2-1-10 情報管理費
税務課	2-2-2 賦課徴収費
住民生活課	2-3-2 住民情報管理費
福祉課	3-2-1 児童福祉総務費
都市建設課	8-2-2 道路維持費

5 監査事項

契約の方法及び手続等が関係法令等に基づき、適正に行われているか等、概ね次の事項を監査する。

- (1) 入札・契約の理由は適正か。
- (2) 入札・契約の事前準備事務は適正に行われているか。
- (3) 契約締結事前準備・契約締結事務は適正に行われているか。
- (4) 契約の履行は適正にされているか。

6 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘・指導事項なし】

事前に提出された資料及び各課へのヒアリングによる監査の結果、所管課における事務処理は概ね適正になされているものと認められた。

なお、指摘・指導事項ではないが、契約事務を執行する際には、透明性の確保が最も重要なことの一つであることから、今後の業務にあたっては、次の事項について検討していただきたい。

【検討事項】

- ・ 随意契約の事務処理にあたり、各課により解釈・運用について見解の相違等が見受けられるので統一されたい。
- ・ 経費の節減、事務処理の簡素化の観点から、事務機器の納入契約と保守等の関係業務契約の一本化について研究されたい。
- ・ 担当者により契約事務の熟知度・理解度に差があるので、職員に対し研修等により研鑽し、レベルアップを図られたい。

[監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

監査指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）